

## 申請に対する処分

処分名	狂犬病注射済票の再交付申請
根拠法令	狂犬病予防法第5条，狂犬病予防法施行規則第13条， 狂犬病予防法施行令第3条及び奄美市手数料条例第2条
所管課	環境対策課

### 1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

狂犬病予防注射済の登録犬の所有者

(2) 申請の方法

犬の注射済票再交付申請書に狂犬病予防注射済票再交付手数料1件につき340円を添えて提出する。提出は，環境対策課窓口で提出する。

(3) 許認可等の要件

既に奄美市において登録済みの犬であり，当該年度の狂犬病予防注射を接種済みであるときは，当該年度の注射済票を再交付する。

### 2 標準処理時間

1日